

# 川口市高齢者補聴器購入費補助事業の実施について

## ～医療機関のみなさまへ～



川口市では、聴力の低下により、周りの人とのコミュニケーションがとりにくい等、生活に支障が生じている高齢者の方が補聴器を利用することで、生活の質の向上や社会参加の機会が増え、住み慣れた地域で健やかにいきいきと自分らしく暮らせるよう、補聴器購入費の一部を補助します。

### 医療機関のみなさまへのお願い

(3ページ目もご確認ください)

補助を受けるために、**耳鼻咽喉科が発行した補聴器の必要性を認める医師意見書**の提出をお願いしています。

**診察、検査の実施**および本事業の該当者への**医師意見書の発行**のご協力をお願いいたします。

※ **受診料や検査料、文書料は患者様自己負担**となります。市からの補助はありません。

※ 年度区切の受付のため、申請から補聴器購入後補助金請求を年度内に終わらせるようご案内をお願いします。

### 補助の対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- ① 市内に住所を有し、現に居住する満65歳以上のかた
- ② 本人が市民税非課税の方または生活保護受給世帯であるかた
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならないかた
- ④ 耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明（医師意見書）を受けたかた  
※ 原則、中等度難聴程度（両耳の聴力レベル40dB以上70dB未満）のかたが対象

### 補助の内容

**20,000円を上限**として、1人1回限り補助

※ 補助対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体購入費のみ（集音器・付属品購入費、修理費用等は対象外）

※ 片耳、両耳問わず上限は20,000円

※ **受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担となります**

※ 申請（補助金交付決定）前に購入されたものは補助の対象外です

※ 申請件数が予算上限に達した場合は、受付を終了します

※ 4月1日～翌年3月31日まで年度区切での受付となります

※ 購入に要した費用が20,000円に満たない場合はその額を補助

### 問い合わせ先

川口市役所 長寿支援課 支援係 （第一本庁舎2階 4番窓口）

所在地：〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話：048-252-0261 FAX：048-259-7668

## 申請

### ①市（長寿支援課）に事前確認

「事前確認票」を市に提出し、対象要件を確認します。  
対象である場合、手続き方法を案内し、申請書類をお渡しします。

### ②耳鼻咽喉科の受診、「医師意見書」を取得

①でお渡した「医師意見書」用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診していただきます。  
医師に補聴器の使用が必要と認められた場合、「医師意見書」の作成を依頼していただきます。

### ③補聴器販売店で購入前相談、「見積書」を取得

補聴器販売店で補聴器の相談や試聴を行い、購入を予定する補聴器の「見積書」の作成していただきます。

※「見積書」には、申請者（補聴器が必要なかた）の氏名・補聴器の製品名（型番）・金額の記載が必要です。

### ④市に申請

①でお渡しした「申請書（裏面アンケート）」に必要事項を記入し、②・③で取得した「医師意見書」「見積書」と併せて市に提出していただきます。

### ⑤「交付決定通知書」の受領

④の書類を確認し補助が決定されると、市から「交付決定通知書」と「実績報告書兼交付請求書」を申請者に送付します。

## 購入

### ⑥補聴器の購入、「領収書」の取得

⑤「交付決定通知書」が届いてから、③の補聴器販売店で補聴器を購入していただきます。  
購入時に必ず「領収書」を取得してください。

※「領収書」には、申請者（補聴器が必要なかた）の氏名・補聴器の製品名（型番）・金額の記載が必要です。

## 請求

### ⑦市（長寿支援課）に補助金の請求（年度末まで受付）

⑤で届いた「実績報告書兼交付請求書」に必要事項を記入し、⑥で取得した「領収書（写し可）」を添付し、市に提出していただきます。

※ 振込口座は、申請者名義の口座をご記入ください。

### ⑧「確定通知書」の受領、補助金の交付（振込）

⑦の書類を確認し補助が確定されると、市から「確定通知書」を申請者に送付します。  
確定通知後、約2～3週間程度で指定口座に補助金を振り込みます。

## 耳鼻咽喉科での聴力検査等対応について

### 補助を希望する患者様が医療機関に来られたら

- ・患者様は、医師意見書用紙（川口市高齢者補聴器購入費補助事業用）を持参しています。お忘れ等により持参していない場合は、川口市役所 長寿支援課（048-252-0261）にご連絡ください。患者様の受付状況を確認したうえで、対応方法についてご案内いたします。
- ・保険診療にて診察をお願いします。

### 聴力検査の実施

- ・医師意見書内にあります対象聴力欄を確認のうえ、聴力検査を実施してください。

### 補聴器購入費助成の可否判断について

- ・**検査の結果、中等度難聴程度（両耳の聴力レベル40dB以上70dB未満）を補助対象**とします。
- ・上記の対象聴力ではないが、総合的に勘案して補聴器の使用が必要とされる場合は、医師意見書内「対象聴力」欄の下の□（別表「聴覚障害の身体障害者障害程度等級票」に該当しないが、補聴器の使用が必要）に✓印をご記入いただければ補助対象とします。
- ・検査の結果、聴覚障害による身体障害者手帳交付対象となるかたには、川口市役所 障害福祉課 手帳係（048-259-7678）へ相談するようご案内ください。

### 医師意見書への記入等について

- ・補助対象と判断された場合、医師意見書への記入をお願いします。
- ・市において確認するため、医師意見書裏面に**オーディオグラムを貼付**してください。
- ・記入いただいた医師意見書は、患者様へお渡しください。

### 医師意見書への記入にかかる文書料について

- ・医師意見書は文書料として、医療機関から患者様にご請求ください。
- ・**受診料や検査料、文書料等は患者様自己負担**となります。市からの補助はありません。
- ・**診察および検査の結果、補助対象とならない（補聴器が不要）場合は、患者様へ口頭で結果をお伝えいただき、医師意見書への記入（文書料の請求）はしないようお願いします。**

### 補聴器の購入店舗について

補聴器は、管理医療機器として認定された補聴器の取扱いがあり、見積書・領収書の作成を  
していただける店舗であれば、市内外を問わず、どの店舗でも購入していただけます。